



市原市立有秋中学校後援会会則

第1章 総則

第1条 (名称・事務局)

本会は市原市立有秋中学校後援会と称し、事務局を有秋中学校内に置く。

第2条 (目的)

本会は有秋中学校の教育活動推進の援助を目的とする。

第3条 (事業内容)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生徒の教育活動に対する援助
- (2) その他、本会の目的を達成するための事業

第4条 (会員)

本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 第2条の目的に賛同する者
- (2) その他、後援者

第2章 役員

第5条 (役員の設定)

本会には次の役員を置き、任期は2年とし、再任は妨げない。但し、理事はその限りではない。

- | | | |
|---------|-----|--|
| (1) 会 長 | 1名 | 本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。 |
| (2) 副会長 | 2名 | 会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。1名は町会長より選出する。 |
| (3) 会 計 | 2名 | 本会の会計事務を掌る。 |
| (4) 監 事 | 2名 | 本会会計を監査し、総会で報告する。 |
| (5) 理 事 | 若干名 | 本会の運営について、会長の諮問に応じる。 |

第6条 (役員を選出)

会長、副会長、会計、監事、理事は役員会で選出、総会で承認される。

第7条 (顧問)

本会には顧問を置くことができる。顧問は会長によって委嘱される。

第3章 会議

第8条 (会議の設置)

本会には次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第9条 (総会)

総会は年1回、5月第4火曜日午後7時より、市原市立有秋中学校において開催する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。総会は出席者をもって成立する。

2 総会は次の事項を行う。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画案及び予算案の審議・決定
- (3) 役員承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他、本会の目的を達成するための必要事項

第10条 (役員会)

役員会は会長が必要に応じて開催する。

2 役員会は会長、副会長、会計、理事、監事をもって構成する。

第11条 (議決)

総会、役員会は出席者の過半数を持って議決する。

第4章 会計

第12条 (会計)

本会の会計は、本会の目的に賛同する者の会費、及び寄付金等その他の収入をもってあてる。

- 2 会費は会員一人につき年間1,000円とする。
- 3 会費の納入は8月31日までとする。
- 4 寄付金は随時受け入れることができる。

第13条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

附則

本会則は平成14年5月14日より施行する。

- 2 一部改正 平成17年8月29日